

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地方税

裁判裁決

その他

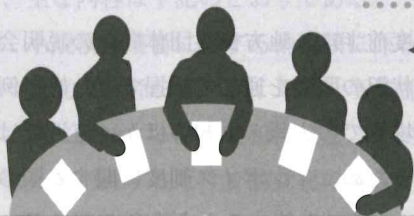
事例 から学ぶ 税務 の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第82回> 役員給与の不当高額否認2題

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



[前回(第81回)は No.3756 (令和5年6月12日号)に掲載いたしました。]

役員給与関係の裁決・判決が登場している。実務上、有益な示唆に富むものもあるので扱ってみたい。

1 はじめに

濱田) い

登場しま

ものであ

たもので

白井) 実質基準が問題になった事件は少なくありませんが、今回の事件は背景事情が気になる事件ですね。

sample

sample

件はちょっと珍しいですね。

村木) そう思います。こちらの事件は、隠れた論点もあるので、確認していきたいと思います。

ポイント

と、形式基準
ている。

sample

2 京醍醐味噌の過大役員報酬事件

かになっています。

1) 令和2年5月29日裁決～大裁(法)

令和5年3月23
56号法人税更

JINS に収録さ

れています(裁決 F0-2-1007・判決 Z888-2484)。

内藤) 法人税で損金の額に算入した役員給与の額に、原処分が、その役員給与の額は

sample

sample

sample

部分の金額はないなどとして、原処分の一部の取消しを求めた事件です。